

00285

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第九十九号

昭和二十四年農林省令第七十四号木炭需給調整規則に基いて鳥取縣木炭需給調整規則施行細則を次のように定める。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木炭需給調整規則施行細則

第一條 本縣の木炭の需給調整については、昭和二十四年農林省令第七十四号木炭需給調整規則（以下省令とす。）によるの外、この規則の定めるところによる。

第二條 知事は、所轄地方事務所長（市部にあつては市長以下同じ。）及び町村長を通じて省令第四條第一項の生産数量の割当を行うものとする。

昭和二十四年十月二十五日
第二千五百十七号 火 曜 日

本書ノ大キ、隨所規條A5判

2 前項の割当に際し、知事又は所轄地方事務所長が必要を認めた場合は、木炭生産者と団体と協議するものとする。

第三條 省令第四條第二項の規定による縣内向け出荷又は縣外移出の割当を受けようとする集荷業者は、四半期毎に当該四半期の縣内向け出荷及び都道府縣別（卸売業者別内訳を附す。）移出計画書を作製し、前四半期最終月の二十日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の集荷業者に対し、省令第六條第二項の基準及び前項の資料に基き縣内向け出荷及び縣外移出数量の割当を行う。

3 前項の割当を受けた集荷業者は、毎月二十日までに当月末現在の市町村別の在荷推定量、翌月分の縣内向け出荷見込数量及び縣外移出希望数量を知事に報告しな

00286

ければならぬ。

4 省令第四條第二項の規定による木炭荷受又は縣内移入割当を受けようとする卸売業者は、四半期毎に当該四半期の縣内荷受計画書又は都道府縣別(集荷業者別内訳を附す。)縣内移入計画書を作製し前四半期最終月の十五日までに知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の卸売業者に対し省令第六條第二項の基準及び前項の資料に基づき縣内荷受又は縣内移入数量の割当を行う。

6 前項の割当を受けた卸売業者は、毎月二十日までに翌月の集荷業者別、生産町村別荷受及び都道府縣別、集荷業者別、縣内移入見込数量を知事に報告しなければならない。

4 省令第四條第二項の規定による木炭の配給割当を受けようとする鑛工業用、農林漁業用、官需又は瓦斯用に木炭を使用又は消費する業務用消費者は、知事、上記以外の業務用消費者は、所轄市町村長に、前四半期の末までに(あらたに消費省となつた者は、消費者となつた日から十日以内に)

四半期の使用又は消費予定数量を記載した申請書を提出しなければならない。

2 知事及び市町村長は、前項の申請をした者に対し、当該四半期の用途別消費割当数量の範囲内において配給割当を査定するものとする。

5 知事は、市町村長から配給割当を受けた家庭用消費者及び業務用消費者が木炭を購入するに要する購入通帳又は購入切符(以下配給券という。)の発給及びこれの公表を市町村長に委任する。

6 省令第十二條の規定により知事から移出指圖書の交付を受け木炭を縣外に移出しようとする集荷業者又は卸売業者は、当該移出指圖書に記載されている数量を超えて移出してはならぬ。

7 省令第十二條但書の許可を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合、知事は、申請書の外に必要な書類の提出を命ずることができる。

3 省令第十二條第三号但書の移出をしようとする者は、

00287

知事に届け出でなければならない。

4 第一項により縣外移出の許可を受けた木炭を輸送する場合は、移出許可証を携行し、輸送終了後は、遅滞なくこれを発給者に返還しなければならない。

8 省令第四條第三項の卸売業者に木炭を譲り渡した集荷業者は、これと引換えに受け取つた購入割当証明書添えた報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき、当該集荷業者に割り当てらるる移出割当数量の範囲内において木炭を譲り受けらるる。省令第十三條の卸売業者に対し移出指圖書を交付する。

9 省令第十五條第一項又は第十六條第一項により集荷業者又は卸売業者から木炭の現物を提出され、公正な條件で譲り渡しの申込を受け、その申込の時から満一日以内にこれを譲り受けることができなかつた卸売業者又は小売店舗は、木炭譲受拒否証明書(以下譲受拒否証という。)をその申込者に渡さなければならぬ。

2 前項により譲受拒否証を受け取つた集荷業者又は卸売業者(以下譲渡被拒否者という。)は、譲り受けを拒否した者の営業所の所在地を管轄する知事に木炭譲渡被拒否届を、又譲受拒否証の有効期限終了日若しくは当該木炭を販売した日から三日以内に譲受拒否証を添え譲渡被拒否木炭の処分届を提出しなければならない。

3 前項の譲渡被拒否者が当該木炭を販売しようとするときは、その譲受拒否証に所定の証印を受け、且つ、当該譲受拒否証を買受人に提示しなければならない。

4 譲渡被拒否者が譲受拒否証により小売店舗又は消費者に木炭を直接販売できる有効期限は、譲受拒否証を受け取つた日から起算して次の日数とする。

- 一 譲り渡しを拒否された木炭の数量四百俵(一俵とは、十五匁入俵をいう、以下同じ。)未滿の場合十日。
- 二 譲り渡しを拒否された木炭の数量四百俵又は四百俵未滿を増すごとに前号の日数に五日を加える。

第十條 炭窯を所有する者が、昭和二十三年鳥取縣告示第二千七百七号鳥取縣薪炭生産登録制実施要綱により登

00288

録を受けたときは、この登録を省令第二十二條の登録とみなす。

第十一條 集荷申請者にならうとする者は、農林大臣の定める日又は第十七條第一項の公表の日から五日以内にその旨を知事に届け出でなければならぬ。

2 知事は、前項の者の住所及び氏名（法人にあつては法人名及び代表者の氏名以下同じ。）を公表する。

第十二條 知事は、譲渡の予備登録又は省令第二十八條の登録（以下本登録という。）をしようとする木炭生産者に対し譲渡予約登録台帳に記入する内容の証拠となる書類（以下木炭譲渡予約登録証票という。）を市町村長を通じ予備登録の場合にあつては、農林大臣の定める日、本登録の場合にあつては、集荷申請者が集荷業者票の交付を受けた日、第十五條の場合にあつては、知事が生産の割当をした日に発給する。

2 木炭譲渡予約登録証票の交付を受けた木炭生産者は、これに所定の事項を記入し、且つ、捺印し、予備登録又は本登録をする以前に、譲渡を予約又は本登録をし

ようとする者に提出しなければならない。

3 集荷申請者は、前項により生産者から受け取つた木炭譲渡予約登録証票を市町村別、地方事務所に取纏め、且つ、これに記載された生産割当数量を集計し、譲渡予約登録台帳に添えて集荷業者票交付申請書を知事に提出しなければならない。

第十三條 集荷申請者が集荷業者票の交付を受けなかつた場合には、その受取つた木炭譲渡予約登録証票を集荷業者票交付の公表の日から五日以内にその提出者に返還しなければならない。

第十四條 本登録をしようとする者は、譲渡を予約しようとする集荷業者に、その旨を申込まなければならない。

2 前項の申込みを受けた集荷業者は、譲渡予約登録台帳を作製し、本登録を受けこれを直ちに知事に提出しなければならない。

第十五條 省令第二十四條第一項に定める日の翌日以後において、あらたに木炭の生産を開始し、これを集荷

00289

業者に販売しようとする者は、販売しようとする集荷業者に譲渡予約の登録をしなければならない。この場合には、省令第二十四條第三項及び前條の規定を準用する。

2 集荷業者は、前項の登録を受けたときは、月毎の譲渡予約登録台帳に譲渡予約登録証票を添えて知事に提出しなければならない。

第十六條 省令第二十九條第二項により木炭譲渡先を變更しようとする生産者は、当該市町村長に対し譲渡先變更票の発給を申し出なければならない。

第十七條 集荷業者がその営業を止めようとするとき、その集荷業者は、その旨を知事に届け出で、その者に登録した者に通知しなければならない。この場合、知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を営業を止めた日とする。

2 集荷業者が営業を止めたとき、その者に交替しようとする者が登録を受ける場合には、第十二條第三項の規定を準用する。

第十八條 集荷業者は、知事の交付する集荷業者票を保存し、その指定年月日、指定番号、業種、氏名及び店舗の所在地を記入した標識を店頭に掲示しなければならない。

第十九條 知事は、省令第三十一條第一項の申請者の住所及び氏名を公表する。

第二十條 知事又は市町村長が配給割当をした者に対し小売予約券を発給したとき、業務用消費者に対し発給した者の住所氏名及び配給割当数量を公表する。

第二十一條 小売予約券又は卸売予約券の交付を受けた者は、これに捺印し、且つ、その者が予約しようとする者の住所及び氏名を記入しなければならない。

第二十二條 省令第三十二條第二項又は省令第三十三條第三項の規定により小売予約券又は卸売予約券を受理した者、省令第三十二條第五項又は省令第三十三條第六項の規定により購入予約の登録を受けた小売店舗又は卸売業者は、その票数及びこれに記載せられた数量の集計を知事に届け出なければならない。

00290

2 前項の規定は、省令第三十二條第五項の小売店舗が卸売業者に届け出る場合及び卸売業者がこれを知事に届け出でる場合に準用する。

第二十三條 省令第三十二條第五項又は省令第三十三條第六項により小売予約券又は卸売予約券を返還する者は、省令第三十二條第四項又は省令第三十三條第四項の公表の日から二日以内にその提出者に返還しなければならない。

第二十四條 省令第六條第一項の規定により農林大臣が配給割当を公表したとき又は知事或は市町村長が消費者に対し四半期の配給割当を公表したとき、小売店舗又は卸売業者は、その配給割当の内、その者が取扱う割当数量又は小売店舗に販売する数量を、知事に届け出でなければならない。この場合、小売店舗は、その者が登録した卸売業者を経由するものとする。

第二十五條 省令第三十二條第二項又は省令第三十三條第三項に定める日の翌日以後においてあらたに木炭の配給割当を受けた者は、その住所又は営業所の所在す

る地区にある小売店舗又は卸売業者に、小売店舗を登録するに用いる書類（以下小売登録券という。）又は卸売業者を登録するに用いる書類（以下卸売登録券という。）を交付して購入予約の登録をすることができ

る。2 前項の場合には、第二十一條及び第二十二條の規定を準用する。

第二十六條 小売店舗のない市町村の区域内の消費者は、省令及びこの規則の規定にかかわらず配給券を最寄の小売店舗に交付してその記載するところに従いこれと引換えに木炭を購入することができる。

第二十七條 第二十五條の小売登録券又は卸売登録券は、知事又は市町村長が配給割当をしたとき、これを発給する。

第二十八條 小売店舗又は卸売業者が、その営業を止めようとするとき、その小売店舗又は卸売業者は、その旨を知事に届け出で、その者に登録した者に、小売予約券又は小売登録券、卸売予約券又は卸売登録券を返

00291

還しなければならない。この場合、知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を省令第三十九條第一項の営業を止めた日とする。

第二十九條 小売店舗又は卸売業者が、その営業を止めたとき、その者に交替しようとする者又は小売店舗若しくは卸売業者が購入予約又は申込の登録を受ける場合には、第十九條、第二十條及び第二十二條の規定を準用する。

第三十條 木炭の購入先を変更しようとする者は、小売予約券又は小売登録券、卸売予約券又は卸売登録券の交付を受けた知事又は市町村長に申し出でて購入先変更票の交付を受けなければならない。

第三十一條 省令第二十九條第三項、同第三十五條第四項によるの外、集荷業者又は小売店舗若しくは卸売業者は、その譲渡予約又は購入予約数量に異動があつた場合には、毎月十五日までに前月分の異動状況を知事に報告しなければならない。

第三十二條 地方事務所長は、省令第三十七條の生産者、

集荷業者、小売店舗又は卸売業者の報告をとりまとめ知事に報告するものとする。

第三十三條 集荷業者又は卸売業者は、その店舗の外に取扱所を設けることができる。この場合には、その旨を知事及び取扱所の所在する地区の市町村長に届け出なければならない。

第三十四條 木炭譲渡予約登録票、小売予約券、卸売予約券、小売登録券、卸売登録券、譲渡先変更票又は購入先変更票に所定の事項の記入又は捺印のないもの、若しくは虚偽の事項を記入したもの等は、すべて無効とする。

第三十五條 小売店舗又は卸売業者は、省令第三十二條の登録番号の外に登録年月日、業種、氏名及び店舗の所在地を記入した標識を店頭に掲示しなければならない。

第三十六條 集荷業者、小売店舗又は卸売業者がその資格を失うときは、直ちに集荷業者票、小売登録票又は卸売登録票を知事に返還するものとする。

第三十七條 緊急臨時的な事由により木炭の配給割当を受けようとする者は、申請書を知事又は市町村長に提出しなければならない。

第三十八條 省令第十一條(省令第三十九條第一項において準用する場合を含む。)又は省令第二十六條第二項若しくは省令第三十二條により不服の申立をしようとする者は、その申立てと同時に不服申立書の寫を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において不服の申立成立したときは、直ちにその旨を知事に届け出でなければならぬ。

第三十九條 集荷業者の指定又は小賣店舗若しくは卸賣業者の登録を更新する場合においては、第十一條乃至第十三條、第十九條乃至第二十三條の規定を準用する。

第四十條 省令及びこの規則により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

第四十一條 省令及びこの規則の規定により取り扱う書類の様式は、農林大臣の定めるものの外附表による。

附 則

第四十二條 この規則は、昭和二十四年十月二十五日から施行する。

第四十三條 昭和二十三年鳥取縣規則第六十五号鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則は、この規則施行の日に廢止する。

附 表

1 省令第二十五條第一項の集荷業者票交付申請書
木炭集荷業者票交付申請書

一、氏 名

二、住所又は營業所の所在地

木炭需給調整規則第二十五條第一項の規定によつて集荷業者票の交付を受けたいので左記書類を添えて申請致します。

年 月 日
住 所

知事宛 氏 名

記

- 一、讓渡予約登録台帳
- 二、讓渡予約登録証票綴
- 三、定 款

2 省令第三十一條第一項の小賣(卸賣)登録票 交付申請書

木炭小賣卸賣登録票交付申請書

- 一、氏 名
- 二、店舗の所在地
- 三、營業設備の概要
- 四、職 業
- 五、資 産

右木炭需給調整規則第三十一條第一項の規定によつて登録票の交付を受けたいので申請致します。

年 月 日

住 所

氏 名

知事宛

3、規則第四條第一項の申請書
第〇四半期木炭配給割当申請書 (單位 匁)

炭種	称呼	形量	数			計
			〇月	〇月	〇月	
合	計					
計						

二、申請理由

1、使用又は消費の内容

2、使用又は消費量の算定基礎

三、使用又は消費の場所

四、登録店舗名

右の通り木炭の配給割当を受けたいから申請致します。

年 月 日

住 所

氏 名

知事宛

注意 1、木炭の不合格品については、その旨炭種欄に

記入すること。以下様式4、5、8、9、10、11、13、19、20、21、22、25とも同様とする。

2、未登録の者は、(未)の記号を付して登録希望店舗(規則第二十六條の場合は、購入希望店舗)名を記載すること。

4、規則第七條第一項の申請書
木炭縣外移出許可申請書 (單位 疋)

炭種	移出形量	移出数量	移出先	出荷地	移出期間	移出事由	合計

右の通り木炭を縣外に移出したから御許可下さるよう申請致します。

年 月 日
住 所
氏 名

5、規則第三十七條の特別配給割当申請書
木炭特別配給割当申請書 (單位 疋)

炭種	炭種称呼	形量	数量	用途	消費場所	消費期間	事由	合計

右の通り木炭の配給割当を受けたいから申請致します。

年 月 日
住 所
氏 名

注意 1、特配を必要とする理由を証明する書類を添付すること。

2、未登録の者は、(未)の記号を付して登録希望店舗(規則第二十六條の場合は、購入希望店舗)名を記載すること。

00295

A 規則第三條第一項の計画書

年 月 日

住 所

氏 名

知事宛

第〇四半期末木炭縣内向け出荷及び縣外移出計画書 (單位 疋)

卸賣業者住所氏名	数量	縣外移出	備考

7、規則第三條第四項の計画書

年 月 日

住 所

氏 名

知事宛

第〇四半期末木炭縣内荷受及び縣内移入計画書 (單位 疋)

集荷業者住所氏名	数量	縣内移入	備考

8、規則第九條第一項の讓受拒否証明書

木炭讓受拒否証明書

一、讓渡申込年月日

二、同 場所

三、讓受拒否木炭

炭種	炭種称呼	形量	数量(單位 疋)	備考

四、讓受を拒否する理由

右の通り木炭の讓受を拒否するから鳥取縣木炭需給調整規則第九條第一項の規定により本証明書を手交する。

9、規則第七條第三項但書の移出届
瓦斯用木炭縣外移出届 (單位 疋)

知事宛 讓受拒否者 住所 氏 名

年 月 日

住所 氏 名

年 月 日

知事宛 氏 名

炭種 移出木炭 自動車運轉行程 移出移出木炭入
炭種 炭種 形量 数量 炭地 着地 距離 期間 手の方法
稱呼 形量 数量 (單位 疋) 同上木炭の所在場所
備考

合計

右の通り瓦斯用木炭を縣外に移出したいから届け出で
致します。

年 月 日

住所 氏 名

知事宛 氏 名

10、規則第九條第二項の讓渡被拒否届
木炭讓渡被拒否届

一、讓渡拒否者 住所 氏 名

二、讓渡被拒否年月日

三、讓渡被拒否木炭及びその所在場所

知事宛 讓渡被拒否者 住所 氏 名

年 月 日

住所 氏 名

炭種 炭種 形量 数量 (單位 疋) 同上木炭の所在場所
備考

合計

右の通り木炭の讓渡を拒否されたので届け出で致します

年 月 日

住所 氏 名

知事宛 氏 名

11、規則第九條第二項の処分届
讓渡被拒否木炭処分届

○年○月○日届け出で致しました讓渡被拒否木炭を左
記のように処分したから讓渡拒否証明書を添え届け出
で致します。

(單位 疋)

炭種 炭種 形量 数量 新讓渡先
稱呼 形量 数量 住所 氏名 職業 年月日 備考

合計

年 月 日

住所 氏 名

知事宛 氏 名

12、規則第十一條第一項の申請書
木炭集荷申請書届

一、集荷申請者の氏名

知事宛 住所 氏 名

年 月 日

住所 氏 名

13、規則第十七條及び同二十七條の營業廢止届

集荷業者 小賣店舗 營業 止届 卸賣業者

一、業者票又は登録票の交付を受けた年月日

二、指定又は登録番号

三、指定又は登録を受けた者の住所及び氏名

四、營業廢止の理由

右の通り集荷業者(小賣店舗、卸賣業者)の營業を廢
止したいから届け出で致します。

年 月 日

住所 氏 名

知事宛 氏 名

00298

知事宛
氏名 〇〇
14、規則第二十二條第一項及び同條第二項の届出
小賣店舗の分
木炭小賣予約券受理数量届

受	理	票	数	計	同上中業務用消費 者の配給割当数量 (單位 疋)	備考
家庭用消費業務用消費 者の票数	業務用消費 者の票数	計				

右の通り受理したから鳥取縣木炭需給調整規則施行細則第二十三條第一項(第二項)により届け出で致します。
年 月 日
住 所
氏 名 〇〇
知事宛
15、規則第二十二條第一項及び同條第二項の届出
卸賣業者の分

木炭卸賣予約券受理数量届

受	理	票	数	計	同上配給割当数量 (十五疋換算)	備考
小賣店舗業務用消費 者から受理した 票数	業務用消費 者から受理した 票数	計				

右の通り受理したから鳥取縣木炭需給調整規則施行細則第二十二條第一項(第二項)によつて届け出で致します。
年 月 日
住 所
氏 名 〇〇
知事宛
16、規則第二十四條の届出
小賣店舗の分
第〇四半期末炭割当数量届
(單位 疋)

家庭用一業務用 瓦斯用 計 備考
二、家庭(世帯)数
業務用消費人口数

00293

右の通り届け出で致します。
年 月 日
住 所
氏 名 〇〇
知事宛
注意 規則第二十六條の消費者に割り当られた数量は、
()を附して該当欄に記載すること。
17、規則第二十四條の届出
卸賣業者の分
第〇四半期末炭割当及び販賣数量届 (單位 疋)

業	務	用	計	業	務	用	計	取	扱	備
用	用	用	用	用	用	用	用	数	量	考
小	賣	店	舗	販	賣	店	舗	割	当	口
賣	す	る	数	量	取	扱	總	数	量	備
一、	割	当	口	二、	小	賣	店	舗	数	

知事宛
氏名 〇〇
18、規則第三十三條の取扱設置届
集荷業者 取扱所設置届
卸賣業者
一、設置年月日
二、設置の場所
三、取扱所責任者住所及び氏名
四、設備の概要
右の通り取扱所を設置したから届け出で致します。
年 月 日
住 所
氏 名 〇〇
知事宛
19、省令第三十七條の報告
生産者の分
木炭生産等報告書(期間 〇〇年〇月〇日 から 〇〇年〇月〇日まで)
(單位 疋)

炭種	称	呼	形	量	前	期	末	生	産	自	家	当	期	末	備	考
在	荷	数	量	在	荷	数	量	在	荷	数	量	在	荷	数	量	

00300

合計			生産地
	市	町	大字

木炭需給調整規則第三十七條の規定により右の通り報

20、省令第三十七條の報告

集荷業者の分

木炭賣渡等報告書

(期間) 〇年〇月二十一日から
〇年〇月二十日まで

(單位) 貳

告致します。

年 月 日

住所

氏

名

知事宛

炭種	炭種	炭種	炭種	賣渡数量		失つた 当期末在 数量	備考
				前 期	後 期		
呼	形	量	数量	数量	数量	数量	
量	数	在	荷	買入数量	卸賣業者 條第一項に よるもの	〇府 〇縣 〇縣	

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

木炭需給調整規則第三十七條の規定により右の通り別紙買入明細書を添え報告致します。

00301

年 月 日

住 所

氏

名

(單位) 貳

名

買入先 (生産地) 市 郡 町 村	炭 種	呼 称	形 状	量	買入数量	備 考

注意 明細書の数量は、市郡町村別に小計し最後に合計すること。
21、省令第三十七條の報告 小賣店舗の分

木炭買入等報告書

(期間) 〇年〇月二十一日から
〇年〇月二十日まで

(單位) 貳

炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	炭 種	賣渡数量		失 つた 数量	備考
										家 庭	農 林		
呼	形	量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	
量	数	在	荷	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	卸賣業者 條第一項に よるもの	

木炭需給調整規則第三十七條の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

住所 氏

名 氏

知事宛

22、省令第三十七條の報告

卸賣業者の分

木炭買入等報告書

(期間 ○年○月○日 から ○年○月○日まで)

(單位 吨)

合計	炭 稱 形	買入数量										賣 渡										失 つ た 数 量	当 在 期 荷 末 数 量	備 考													
		縣内					縣外					小賣					業務用消費																				
		量	数	期	前	在	量	数	期	前	在	店	用	事	務	用	漁	業	林	業	用				官	需	其	他	用	瓦	斯	進	駐	軍	用		
格	量	数	数	数	格	量	数	数	数	舖	用	用	用	用	業	業	業	業	業	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	格	量	数	数	数	備	考

木炭需給調整規則第三十七條の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

住所 氏

名 氏

名 氏

知事宛

23、規則第三條第三項の報告書

木炭在荷、縣内向け出荷及び縣外移出見込数量報告書

(單位 吨)

注意 報告書は、市郡毎に別葉とし、数量は、町村別に小計して最後に合計すること。

24、規則第三條第六項の報告書

木炭縣内荷受見込数量報告書(○月分) (單位 吨)

市 郡	町 村	○月末現(○月分) 縣内向け出外移出希	在在荷推内見込数量(A)	在在荷推内見込数量(B)	(A)(B)の計	備考

右の通り報告致します。

年 月 日

住所 氏

名 氏

知事宛

右の通り報告致します。

年 月 日

住所 氏

名 氏

市 郡	町 村	集荷業者住所氏名

知事宛
 注意 報告書は、市郡毎に別葉とし、数量は、町村別、集荷業者別に小計して最後に合計すること。
 25、規則第三條第六項の報告書
 木炭縣内移入見込数量報告書(〇月分)(單位 疋)

都道府縣名									
集荷業者住所氏名									

右の通り報告致します。
 年 月 日
 住 所 氏 名 〇

知事宛
 注意 数量は、都道府縣別、集荷業者別に小計して最後に合計すること。
 26、規則第八條の報告書

木炭讓渡報告書 (單位 疋)

炭種	稱呼	形量	数量	卸賣業者住所氏名	讓渡讓渡場所年月日	備考
合計						

右の通り木炭を讓渡したから別紙購入割当証明書を添え報告致します。
 年 月 日
 住 所 氏 名 〇

知事宛
 27、省令二十九條第三項及び規則第三十一條の異動報告書
 木炭讓渡予約数量異動報告書 (〇月末現在)

当初(前月)の讓渡予約数量	異動内訳	差引予約数量	備考
件数 数量	増 減	件数 数量	

知事宛
 注意 省令第二十九條第三項の規定により報告する場合は、その旨備考欄に記載すること。
 28、省令第三十五條第五項及び規則第三十一條の異動報告書
 木炭小売予約数量異動報告書 (〇月末現在)

區別	異動当初(前月)数量	異動内訳	差引予約数量	備考
業務用	件数 数量	増 減	件数 数量	
家庭	件数 数量	増 減	件数 数量	
消費者	件数 数量	増 減	件数 数量	

右の通り報告致します。
 年 月 日
 住 所 氏 名 〇

知事宛
 注意 省令第三十五條第五項の規定により報告する場合は、その旨を備考欄に記載すること。
 29、省令第三十五條第五項及び規則第三十一條の異動報告書
 木炭卸売予約数量異動報告書 (〇月末現在)

區別	異動当初(前月)数量	異動内訳	差引予約数量	備考
業務用	件数 数量	増 減	件数 数量	
小売店舗	件数 数量	増 減	件数 数量	
消費者	件数 数量	増 減	件数 数量	

知事宛
 右の通り報告致します。
 年 月 日
 住 所 氏 名 〇

注意 省令第三十五條第五項の規定により報告する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

30、省令第二十四條第二項の譲渡予約登録台帳
(表紙)

〇〇地方事務所管内の分
登録票数
登録数量
依票

木炭譲渡予約登録台帳

申請者 住所

(法人名、代表者氏名)

(用紙)

受付 登録 番号	年月日	市郡町村	丁目番地	氏名印	年間生産 割当数量	備考
	住	所	所	者		

注意

- 一、この台帳の用紙は、B4模造紙とする。
- 二、一行の中は、一、五欄以上とする。

三、用紙には、市町村の順を追って記載し市町村別の小計を附すること。

四、申請者が年間生産数量の割当を受けている場合は、その数量を台帳にその該当市町村の箇所において登録すること。

五、俵数は、十五斤俵に換算した依数を記入すること。

六、この台帳は、地方事務所管内分毎に分冊にとりまとめそれごとく表紙を附すること。

31、規則第十二條第一項譲渡予約登録証票

(表) 用紙寸法縦一七、四横横一一、七

(甲) 木炭譲渡予約登録証票 (本日は、集荷申請者に提出して下さい。)

集荷 申請者	年月日	市郡町村	年月日	市町村 長印
	(住所)	(氏名)	(氏名)	

当生産
割数量

担当林
産物検査
吏員認印

注意 切り離し
(乙) 木炭譲渡予約登録証票 (本片は、担当林産物検査吏員に提出して下さい。)

集荷 申請者	年月日	市郡町村	年月日	市町村 長印
	(住所)	(氏名)	(氏名)	

当生産
割数量

此の用紙の取扱いは

- 一、この用紙は、生産地の市町村長から各生産者に交付する。
- 二、生産地の市町村長は、生産者の住所氏名、年間生産割当数量を記入して所定欄に捺印し、切り離し線の上に割印を捺印した上担当林産物検査吏員の捺印を得てこの用紙をその生産者に交付する。
- 三、前項によつて記入した文字を訂正した場合は、その市町村長と担当林産物検査吏員の訂正印捺捺が必要である。
- 四、この用紙の交付を受けた生産者は、自分が譲渡の

予約を希望する集荷申請者の住所氏名と年月日を記入し自分の氏名の下に捺印の上用紙を甲、乙に切り離し甲片をその集荷申請者に提出し、乙片を担当林産物検査吏員に提出して下さい。

五、前項によつて記入した文字を訂正した場合は、その生産者の訂正印捺捺が必要である。

六、この甲片の提出を受けた集荷申請者は、甲片と共に市町村別に取まとめ同一地方事務所分毎に一括してその生産割当数量を集計記載した表紙を附し、これを夫々その地方事務所長に提出して下さい。

七、この甲片は、集荷申請者が知事に提出する木炭譲渡予約登録台帳の照合証処書類とします。

32、省令第二十六條第一項の集荷業者票

木炭集荷業者票

氏名	住所	営業所の所在地
	市郡町村	市郡町村大字
	丁目番地	丁目番地

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
鳥 取 縣 ㊦	
33、省令第三十二條第四項の小売登録票	
氏 名	木炭小売登録票
住 所	市 町 大字 丁目 番地
店舗の所在地	市 町 大字 丁目 番地
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
鳥 取 縣 ㊦	
34、省令第三十三條第五項の卸売登録票	
氏 名	木炭卸売登録票
住 所	市 町 大字 丁目 番地

營業所の所在地	市 町 大字 丁目 番地
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
鳥 取 縣 ㊦	
35、省令第三十二條の小売予約券	
用紙寸法縦二二、六糎横六、一糎	
(表)	
木炭小売予約券	
一、住 所	
二、氏名印	
三、世帯員数	名
四、割当数量	俵
一〇、三糎	
縣 知 事 印	
五、一糎	
(裏)	

注意 業務用消費者に使用するものは、表右肩に(業)印を押す。	
注意 事項	
一、縣知事印なきものは、無効とする。	
二、住所は、消費する場所とする。	
三、各世帯にあつては、世帯員数欄に、その他小口消費者は、割当量欄に夫々記載する。	
一〇、三糎	
木炭卸売予約券	
一、住 所	
二、氏名印	
三、割当数量	木炭 俵
縣 知 事 印	
五糎	
(裏)	

注意 業務用消費者に使用するものは、表右肩に(業)印を押す。	
注意 事項	
一、縣知事印なきものは、無効とする。	
二、住所は、小売店舗にあつては、店舗の所在地、その他は消費する場所とする。	
三、割当数量欄は、知事において記入する。	
注意 業務用消費者に使用するものは、表右肩に(業)印を押す。	
36、省令第三十三條第一項の卸売予約券	
用紙寸法縦二二、二糎横六、一糎	
(表)	

37、規則第二十六條第一項の小売及び卸売登録券

(表)

木炭小売登録券	縣知事印
一、住所	
二、氏名印	
三、世帯員数	
四、割当数量	俵
五、小売店舗所在地氏名	

(裏)

注意事項

- 一、縣知事印なきものは、無効とする。
- 二、住所は、消費する場所とする。
- 三、各世帯にあつては、世帯員数欄に、其の他の小口消費者は、割当数量欄に夫々記載する。

(表)

木炭卸売登録券	縣知事印
一、住所	
二、氏名印	
三、割当数量	俵
四、卸売業者住所氏名	

(裏)

注意事項

- 一、縣知事印なきものは、無効とする。
- 二、住所は、小売店舗にあつては、店舗の所在地、其の他は消費する場所とする。
- 三、割当数量欄は、知事において記入する。

38、規則第十八條の集荷業標識

指定番号 第 号	八〇纏
指定年月日 年 月 日	
木炭集荷業者	
営業所の所在地	市 町 丁目 番地
氏名	郡 市 町 丁目 番地

注意 この標識は、厚さ二纏以上のすぎ又はひのきの良質の板材を使用すること。

表示する事項は、素地に墨書すること。

39、規則第三十五條の小売登録店標識

登録番号 第 号	八〇纏
登録年月日 昭和 年 月 日	
木炭登録小売店舗	
店舗の所在地	市 町 丁目 番地
氏名	郡 市 町 丁目 番地

八〇纏

二〇纏

二〇纏

八〇纏

登録番号 第 号	八〇纏
登録年月日 昭和 年 月 日	
木炭登録卸売業者	
店舗の所在地	市 町 丁目 番地
氏名	郡 市 町 丁目 番地

注意

- 一、この標識は、厚さ二纏以上のすぎ又はひのきの良質の板材を使用すること。
- 二、表示する事項は、素地に墨書すること。

告示

鳥取縣告示第五百八十二号

加工水産物配給規則第四條の規定により登録した次の集荷機関を登録返納届出により登録を取消した。

昭和二十四年十月二十五日

00312

記

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、登録番号 第七号
二、名称及び所在地 鳥取市吉方七八三番地
鳥取縣水産業会 田中 信儀
会長 田中 信儀

鳥取縣水産業会上井荷受所
一、登録番号 第七号
二、登録者住所氏名 鳥取市吉方七八三
鳥取縣水産業会 田中 信儀
三、営業所又は事業場の位置
鳥取縣東伯郡八橋町大字徳方
鳥取縣水産業会八橋荷受所

◇鳥取縣告示第五百八十三号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地城生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により登録した指定荷受機關の登録を次の通り取消した。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録番号 第九号
- 二、登録者住所氏名 鳥取市吉方七八三
鳥取縣水産業会 田中 信儀
- 三、営業所又は事業場の位置
鳥取縣東伯郡上井町大字上井

◇鳥取縣告示第五百八十四号

労働組合施行令第二十一條の規定により鳥取縣地方労働委員会委員を昭和二十四年十月二十日附次のように補充任命した。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- | 区分 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 職業 | 略歴 |
|----|--------|--------|-------|------|-------------|
| 委員 | 長谷川 弗明 | 明治 癸六二 | 東伯郡旭 | 中国配電 | 現鳥取縣労働委員会委員 |
| 委員 | 泉 六四九 | 枝手補 | 付大字今牧 | 發電所 | 者教育諮問委員会委員 |
| 委員 | 前鳥取縣中部 | 労働組合協議 | 会々長 | | |

00313

◇鳥取縣告示第五百八十五号

鳥取縣投産事業審査委員会規程を次のように定める。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 第一條 縣に鳥取縣投産事業審査委員会(以下單に委員会と云ふ)を置く。
- 第二條 委員会は投産事業の重要性にかんがみ、その強力な振興策を樹立する爲個々の投産施設に對し精密な調査検討を加え社会事業施設としての適否を審査すると共に必要に應じ知事に意見を具申する。
- 第三條 委員会は委員長一名委員十名をもつて組織する。委員長は民生部長の職にある者をもつてこれに充てる。委員は投産事業主管課職員、社会事業關係及び公正な第三者より各々三分の一づつの割合で知事が任命又は委嘱する。委員の任期は六ヶ月とする。
- 第四條 委員長は会務を総理する。

委員長に事故がある時はその代理者を委員会において互選する。

第五條 委員会は委員長がこれを招集する。但し三名以上の委員から要求のあつた場合は委員長は委員会を招集しなければならぬ。

第六條 委員会は半数以上の委員が出席しなければ會議を開くことができない。

第七條 委員会の議事は出席委員の過半数によりこれを決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。

第八條 委員会の事務所を鳥取縣民生部厚生課内に置く。

第九條 委員会に左の職員を置き委員長がこれを任命する。

書記 二名

職員は上司の指揮をうけて庶務を整理する。

第十條 この規程に定めるものゝほか重要な事項については委員長が委員会に諮つてこれを決定する。

附 則

この規程は公布の日から適用する。

◇鳥取縣告示第五百八十六号

建設業法(昭和二十四年八月法律第五号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称

主たる營業所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事登録 (S)第六号 昭和二十四年 十月十三日 狩野組

米子市末廣町二四番地 狩野金四郎

同 第七号 同 勝部組

同灘町二丁目十番地 勝部 信吉

同 第八号 同十八日 青笹組

同末廣町五番地 青笹 弥作

同 第九号 同 境港土建株式会社

鳥取縣西伯郡境町大正町八二番地 取締役社長 門永 信

同 第一〇号 同 森下組

鳥取市吉方七八八番地ノ四 森下 鹿藏

同 第一一号 同 岩美興産株式会社

鳥取縣岩美郡浦富町大字浦富 一〇三五ノ二 取締役社長 大西 一男

同 第二二号 同 東亞土木建築工業有限公司

鳥取縣東伯郡倉吉町大字宮川町 一七七ノ二三番地 取締役社長 杉本 義夫

同 第三号 同 馬野建設工業有限公司

鳥取縣東伯郡赤碕町大字赤碕 七六八ノ二 取締役社長 馬野 勇

◇鳥取縣告示第五百八十七号

東伯郡東郷村田畑耕地整理組合の組合長並びに組合副長に左の者の選任について昭和二十四年十月二十日附で認可した。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

組合長 中井 長松
組合副長 椋田 留次郎

◇鳥取縣告示第五百八十八号

自作農創設特別措置特別会計事務規程第四條による国有財産管理分掌官の印を次のように彫造し爾後之を使用する。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治



◇鳥取縣告示第五百八十九号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡上北條村中江一〇三番地

現住所 鳥取市吉方七七一番地 野中医院内

昭和二十四年十月十一日第一、四二二号

米 田 靜 江

明治四十二年九月二日生

本籍地 米子市東福原七七一番地

現住所 同上福原一、五五九番地 本沢方

昭和二十四年十月十一日第一、四二二号

原 田 き み

大正十四年一月五日生

本籍地 岡山縣眞庭郡新庄村四、六〇一番地

現住所 東伯郡三朝村山田八二七番地 岡山医科大学放

射能泉研究所附属医院

昭和二十四年十月十一日第一、四二三号

00316

宮 本 博 子
本籍地 米子市西町四番地
現住所 同本籍地

昭和二年九月十一日生

昭和二十四年十月二十四日第一、四二四号

白 井 美 惠 子
大正十五年三月二十四日生

◇鳥取縣告示第五百九十号

助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 西伯郡庄内村大塚二四七番地

現住所 米子市西町三六番一地 米子医大附属医院

昭和二十四年九月二十七日住所変更により同年同

月三十日名簿訂正方願い出たので同年十月十一日

訂正

勝 部 智 惠 子

昭和二年十月二十二日生

前住所 西伯郡嚴村下二本木四六三番地

現住所 米子市西町三六番一地 米子医大附属医院

昭和二十四年九月二十九日住所変更により同年同

月三十日名簿訂正方願い出たので同年十月十一日

訂正

高 塚 文 枝

昭和三年七月六日生

前住所 西伯郡法勝寺村法勝寺三九八番地 細田勇方

現住所 東伯郡上井町二一三番地ノ二 足立作郎方

昭和二十四年九月二十五日住所変更により同年十

月二日名簿訂正方願い出たので同年十月十一日訂

正

遠 藤 さ 急 子

昭和三年八月三十日生

本籍地 西伯郡所子村中高三一一番地

現住所 同本籍地

昭和二十四年九月九日「孝子」を「典子」に改名

00317

により同年十月一日名簿訂正方願い出たので同年
同月十一日訂正

金 田 典 子

大正三年九月二十三日生

前住所 西伯郡五千石村福市字四ツ塚

現住所 米子市皆生一、七五〇番地ノ二四

昭和二十四年九月二十五日住所変更により同年十

月十日名簿訂正方願い出たので同年同月十一日訂

正

長 谷 川 い く 子

大正六年二月十六日生

正 誤

昭和二十四年十月七日資格審査結果公告第五十二号中左
の通り正誤する。

○農業共済組合役職員

正 誤

浅津村 新川 敬治 新門 敬治

○水利組合公職者

正 誤

山田用水堰及用悪
水路普通水利組合

松原 嵩 松原 喬